

## 令和6年度自殺対策計画取り組み状況

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
1.自殺対策に向けた庁内の連携・体制の強化	1-①	36	「栗東市自殺対策推進協議会」の推進	保健、医療、福祉、職域、教育等の関係機関や団体で構成される「栗東市自殺対策推進協議会」において、自殺対策に係る計画の協議や承認、計画の進捗状況の検証等を行います。	障がい福祉課	「自殺対策推進協議会」を開催し、新たに策定した第2期自殺対策計画の進捗管理および新たな課題についての検討などを行います。	1月28日に今年度の協議会を開催する予定です。新計画の取組状況について報告、今後の取組についての意見交換を行います。	年1回開催	2	取り組みについての意見交換、次につながる課題検討ができる	2	計画では取り組みが多岐に渡るため、効率的な協議会の運営を目指します。
	1-②	36	「栗東市自殺対策連絡会」の開催	・庁内各分野を横断した構成員による「栗東市自殺対策連絡会」を通じ、庁内の部署が連携し、課題や情報を共有することで、全庁的に取り組むことの意識向上を図ります。 ・関連事業と連携することでより効果的な自殺対策の実施を図ります	障がい福祉課	「栗東市自殺対策連絡会」を開催し、栗東市の自殺の現状、今年度の取り組み状況の共有や、課題についての検討などを行います。	11月28日に連絡会を開催。今年度の自殺の現状、重点項目の取り組みについて共有しました。	年1～2回開催	3	現状の共有と意識の向上	3	継続した取り組みが必要です。
	2-①	37	制度の狭間を生み出さない包括的な支援体制の構築	地域、関係機関、団体、事業所等の連携を強化し、課題を複合的に抱える人や制度の狭間にある人に対し、包括的な支援体制を構築、連携し、悩みや困りごとを抱える人を見逃さず、生きることの支援を行います。	全課	相談内容に応じて関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。(健康増進課) 複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を行うための会議を必要に応じて開催し、情報共有し連携するとともに、必要に応じて包括化推進員により支援者間の調整を行います。(社会福祉課) ・地域住民への各種相談の対応や訪宅、呼びかけ等により、情報収集を行い、支援の必要な人を把握し、各関係機関と連携し、問題解決につなげていきます。(ひだまりの家) ・相談内容に応じて関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。(長寿福祉課) ・保険・年金等の申請・相談窓口において、自殺リスクの発見に努め、必要に応じて適切な関係機関につなぎます。(保険年金課) ・相談内容に応じて関係課、関係機関と連携を図り、必要な支援を行います。(障がい福祉課)	・複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を行うため必要に応じて重層的支援推進会議(令和6年11月末現在で5回開催)を開催し、情報共有し連携するとともに支援者間の役割分担について調整を行っています。(社会福祉課) ・保険・年金等の申請・相談窓口において、自殺リスクの発見に努め、必要に応じて適切な関係機関につなぎました(保険年金課) ・地域住民への各種相談の対応や訪宅、呼びかけ等により、情報収集を行い、支援の必要な人を把握し、各関係機関と連携し、問題解決につなげていくことができました。(ひだまりの家) ・相談内容に応じて関係機関と連携を図り、必要な支援を行った。(健康増進課)	4				・複雑化、多様化する相談案件に対して、複数の関係課、関係機関と連携し個々の支援の充実を図ること併せ、個人ごとの支援環境を整えるための体制を充実させていきます。(社会福祉課) ・今後も引き続き、支援を必要とする人を見逃さず、適切な対応が図れるよう、研修等を通じて職員の意識向上を図る必要があります(保険年金課) ・地域住民の生活・就労等各種相談及び関係機関との連携を図るために研修・学習会を通じて、職員的能力向上を図ることが必要です。(ひだまりの家) ・引き続き相談内容に応じて関係機関と連携を図り、必要な支援を行っていく。(健康増進課)
	2-②	37	地域の連携による支援の推進	・子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。 ・地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員児童委員、自治会、コミュニティセンター、地域振興協議会、市民活動団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくります。	障がい福祉課	湖南地域サービス調整会議進路部会、作業部会での実態調査などでニーズや課題の把握を行う。	湖南圏域で開催された各会議に出席し、課題の共有や対応策を検討しました。(湖南圏域サービス調整会議 2回、作業部会 2回出席した)	進路部会、作業部会にそれぞれ参加する	4			4
			地域の連携による支援の推進	・子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。 ・地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員児童委員、自治会、コミュニティセンター、地域振興協議会、市民活動団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくります。	長寿福祉課	グループホームの整備のため事業者の公募を実施します。	公募した結果、1事業者から応募がありました。	1施設	4			書類審査及びプレゼンテーション審査により、グループホーム整備候補者を選定します。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
1.自殺対策に向けた庁内の連携・体制の強化	2-②	37	地域の連携による支援の推進	・子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。 ・地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員児童委員、自治会、コミュニティセンター、地域振興協議会、市民活動団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくりまします。	子育て支援課	・児童館において健全な遊びや親子の交流の場を提供し、相談事業等を通じて、子育て支援や親育ちを支える活動を実施します。	子育て講座を開催し、子育て相談や巡回相談を実施することで、保護者の悩みや不安を傾聴し、子育て世代の孤立を防ぎ、子育てへの楽しさを親子同士で共有できる取り組みを行いました。	児童館設置数9館	4			子どもや子育て世代のニーズを把握するためのアンケート等を実施し、親子の交流の場や子育て講座の充実に取り組みます。 様々な相談に対応できるよう、子育て相談員も含め、職員全体の資質の向上に努めます。
			地域の連携による支援の推進	・子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。 ・地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員児童委員、自治会、コミュニティセンター、地域振興協議会、市民活動団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくりまします。	社会福祉課	民生委員・児童委員の協力を得ながら、地域住民に寄り添い実態把握に努めるとともに、地域住民の相談窓口でもある、民生委員・児童委員やCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)等との連携を図り情報共有することで新たな課題や案件の解決に取り組まします。	民生委員児童委員の協力を得ながら、地域住民に寄り添い、実態把握に努めています。 地域住民の相談窓口でもある、民生委員児童委員やコミュニティーソーシャルワーカー等との連携を図り情報共有することで新たな課題や案件の解決に取り組んでいます。		4		民生委員児童委員の地域での相談等の活動により、適切な福祉サービス利用に繋げていきます 地域住民、各関係者間で情報共有し、様々な課題の把握に努め、適切な支援に繋げていきます。	
			地域の連携による支援の推進	・子どもや高齢者、障がいのある人等が、住み慣れた地域で暮らすことができるように社会資源を整備するとともに、必要なサービスの提供に努めます。 ・地域における様々な課題を把握し、解決していくために、地域住民と民生委員児童委員、自治会、コミュニティセンター、地域振興協議会、市民活動団体、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等が連携し、互いに必要な情報交換や情報共有をすることで、地域の課題を解決する仕組みをつくりまします。	自治振興課	・自治会や地域振興協議会などの地域コミュニティ団体が実施する事業等への支援を通じて、必要な社会資源の整備や維持を行っていく。 ・地域における様々な課題解決のため、引き続き地域住民と民生委員・児童委員、ボランティア団体、社会福祉法人、NPO団体、社会福祉協議会、行政等と連携し、互いに必要な情報交換や情報共有を図り地域の課題を解決する仕組みづくりを行っていく。	照会中					
	2-③	CSW(コミュニティーソーン)	CSW(コミュニティーソーシャルワーカー)と連携し、地域の課題に対する取組を推進します。	社会福祉課	中学校区ごとに1名のCSW(コミュニティーソーシャルワーカー)を配置し、地域の支えあいの仕組みづくりを支援します。	支援を必要とする人に対する、見守り、安否確認、相談援助、支援機関へのつなぎを行うCSWを各中学校区毎に1名、配置し、地域の支えあいの仕組みづくりを支援しています。		4		CSWと連携して地域での情報把握につとめ、適切な支援に繋げていきます。		
2.自殺対策を支える人材の育成	1-①	39	市民と行政の協働の推進	自殺対策について、市民・NPO団体と行政が協働することで効果や効率性が高まる事業を検討し、推進します。	全課 いのちの電話等	民間団体も含めた相談窓口の啓発を行う。(障がい福祉課)	関係課窓口で関係団体や相談窓口についてのパンフレットを設置または掲示を行いました。3月広報の折込チラシには、様々な相談窓口を掲載して啓発します。		3		2	紙媒体やホームページでの相談窓口の啓発にとどまっておらず、より効果の高い事業について関係機関や団体とともに検討、協議する必要があります。
			市役所職員に対する研修の開催	・庁内の窓口業務や相談、徴収業務等の際に、自殺のサインに気づくことができるよう、管理職をはじめ、全庁的に自殺対策を推進していく意識を高めるため、研修を開催します。 ・全庁的に自殺対策を推進する意識の向上を図り、ゲートキーパー研修を継続して行います。	人事課ほか	メンタルヘルス研修をし、職員のメンタルケアを行うことで自殺防止を図る。またゲートキーパー研修を実施し、職員の自殺対策に対する意識向上を図る。	メンタルヘルス研修を9月に実施し、主事補～主事の職員98名が受講。	年1回	4			

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性	
2.自殺対策を支える人材の育成	1-②	39	防犯組織への普及啓発	防犯組織に気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらえるよう、自殺対策に関する資料の配布や啓発を行います。	危機管理課	自殺予防のためのチラシを窓口に設置し、啓発を行う。	自殺予防のためのチラシを窓口に設置し、啓発を行っています。	随時	3	自殺予防のための行動や相談窓口について多くの人に知ってもらおう。	3	継続して自殺対策に関連する資料の配布や啓発を行っています。	
	1-③	39	関係団体に対する研修・啓発の実施	・健康推進員、民生委員児童委員、ケアマネジャー、薬剤師等に、自殺のサインの気づき役やつなぎ役としての役割を担ってもらえるよう、自殺対策に関連する研修の開催や資料の配布及び啓発を実施します。 ・出前講座をはじめとしたさまざまな機会を活用し、ゲートキーパー研修を行います。	障がい福祉課	地域の支援者(民生委員児童委員)向けのゲートキーパー研修を開催し、自殺の現状、対応方法について理解を深めてもらう。	民生委員児童委員役員会で自殺対策計画の概要、ゲートキーパー研修について説明、受講依頼を行いました。 11月に治田学区、治田西学区民協定例会でゲートキーパー研修を実施しました。	民生委員児童委員向け研修を年3回実施する	3	民生委員児童委員さんの意識の向上	3	来年度は民生委員児童委員の改選が予定されているため、計画的な実施ができるよう努めます。	
3.市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	1-①	40	リーフレットの配布	様々な機会を通じて、相談窓口一覧を示したリーフレットを配布し、自殺予防と早期発見の啓発を行います。	障がい福祉課	ゲートキーパー研修、企業訪問など様々な機会を通じて、自殺予防やメンタルヘルスについての啓発を行います。	7月の企業訪問に「相談窓口一覧」と2月に「こころの健康について」の啓発資料を作成し、配布(予定)です。	年間1,000部配布する	3		3	働く世代との接点が乏しく、どこを窓口にアプローチできるか、関係課とも連携した啓発が必要です。	
	1-②	40	広報媒体を活用した啓発の実施	市の広報「りっとう」やホームページにて、自殺予防週間(9月10日～16日)・自殺対策強化月間(3月)及びいのちの日(12月1日)等に併せ、自殺対策の情報や相談窓口を掲載し、施策の周知や理解促進を図ります。	障がい福祉課	自殺予防週間、自殺対策強化月間など機会に、Facebookやホームページ、LINEなどを通じて、相談窓口の啓発を行います。	自殺予防週間に広報、ホームページに啓発記事を掲載、市役所玄関に横断幕を掲示して啓発しました。 3月の自殺対策強化月間には、相談窓口一覧を更新し、全戸配布する予定です。	年3回	3		4	必要に応じて内容を見直し、継続して取り組みます。	
	2-①	41	「こころの健康づくり講演会」の実施	うつ病をはじめとするこころの病気の予防、ストレスへの対処法、早期発見、早期治療や対応についてのこころの健康づくり研修会を開催し、こころの健康づくりに関する啓発を行います。	健康増進課	令和6年度は民生委員・児童委員を対象に実施予定。また、働き盛りの年代に対する取り組みも継続して検討します。	民生委員・児童委員を対象に12月11日に実施予定。働き盛りの年代に対する取り組みについては、商工観光労政課と協議していく予定。	年1回	4				令和7年度は健康推進員を対象に実施予定 また、働き盛りの年代に対する取り組みも継続して検討していく必要性がある。
	2-②	41	文化祭・ふれあい交流活動を通じた普及啓発	文化祭等ふれあい交流活動を通じて、差別のない暮らしやすい地域づくりを推進することで、市民一人ひとりが、いのちや人権の大切さを学び、自殺対策への理解を深めます。	人権擁護課	大宝西ふれあい解放文化祭、じんけん広場ふれあい文化祭の運営。啓発パネルの設置、人権擁護委員による啓発活動の実施。	10月19, 20日大宝西ふれあい解放文化祭実施。11月9, 10日じんけん広場ふれあい文化祭実施。	事業への参加	3	幅広い年齢層への啓発	4	4	来年度も継続して実施し、幅広い市民への啓発を進めていく。
	2-③	41	人権・同和教育啓発の推進	「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。	学校教育課	・各校でも様々な人権課題について研修できるよう、担当者連絡協議会での学びを各校内で共有し、各校での教育活動に積極的にフィードバックしていく。	・人権教育担当者連絡協議会を2回実施。(4月、7月に実施済。2月実施予定) ・担当者連絡協議会や学校園訪問において、いじめや差別を許さない、多様性が尊重される集団づくりに関する交流を行い、考えを深めた。	年4回	3	担当者のスキル向上を図る。	4	4	担当者連絡協議会や学校園訪問で深めた考えを発達段階や各校園の実態に合わせてフィードバックするとともに、今後も継続的に協議会や研修を行う必要がある。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性	
3.市民一人ひとりの気づきと見守りの促進	2-③	41	人権・同和教育啓発の推進	「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。	人権擁護課	人権啓発リーダー講座、じんけんセミナー栗東、人権文化事業、市民のつどい、栗東市人権教育地域ネット事業「中学校区合同人権・同和教育全体研修会」の実施。	人権文化事業12月3日実施予定。市民のつどい3月1日実施予定。その他予定通りに実施済み。	住民1%以上の参加	3	あらゆる人権課題の理解を深める	4	あらゆる人権課題について学びをアップデートできるように、テーマを選択して実施していく。	
	2-③	41	人権・同和教育啓発の推進	「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。	人権擁護課	さまざまな人権課題についての学びの場となる講演会を実施。9月の同和問題啓発強調月間、12月の人権週間に合わせて街頭、駅頭啓発の実施。人権擁護委員会の協力のもと、市内小学校・園での人権教室や、人権の花運動の実施。	12月人権週間に合わせた街頭啓発12月10日実施予定。その他予定通り実施済み。	市内全学区	4	人権啓発の実施	4	多くの市民に対しての啓発活動を、今後も継続していく予定。	
	2-③	41	人権・同和教育啓発の推進	「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。	商工観光労政課	啓発資料の配布や企業訪問を実施する。事業所向け研修会を開催する。	企業訪問を実施し、事業所内研修で活用可能な視聴覚資料の貸し出しや人権啓発冊子等について情報提供を行った。「無意識の偏見」等をテーマとした事業所向け研修会を開催した。	企業訪問は年1回 研修会は年4回	4			意識が後退しないよう、継続的な働きかけが必要である。	
	2-③	41	人権・同和教育啓発の推進	「違い」を多様性として認め合い、自殺を生み出さない、誰もが「生きやすい」社会づくりを目指して、地域における人権・同和教育と啓発活動に取り組みます。	幼児課	幼児課人権研修を職員対象に実施します。各園においては保護者人権研修や園だより等で人権啓発を行います。	幼児課において市内園の職員を対象に人権研修を6回実施しました。園では1回の保護者人権研修を実施したり、園だよりに誰もが自分らしく生きていくことのできる社会に向けて人権啓発をしてきました。	年間8回	3			職員人権研修での学びや気づきが日常の人権保育と繋がっていることが根付くように研修を重ねていきます。	
	3-④	41	男女共同参画社会の推進における普及啓発	男女共同参画に関する各種イベントや市ホームページ等を活用し、ドメスティックバイオレンスに関する支援体制の啓発・周知を行う際にあわせて自殺対策に関連する情報提供に努めます。	自治振興課	自殺予防やDV、性犯罪・性暴力について周知・啓発を実施する。	照会中	随時		---			
	3-④	41	男女共同参画社会の推進における普及啓発	男女共同参画に関する各種イベントや市ホームページ等を活用し、ドメスティックバイオレンスに関する支援体制の啓発・周知を行う際にあわせて自殺対策に関連する情報提供に努めます。	子育て支援課	・DV相談対応時に、必要に応じて自殺対策に関連する資料の配布を行います。	DV相談対応時に、思い詰めているなど心配な様子の相談者には、自殺対策に関連する資料の配布し、相談先情報の周知を図ります。	全DV相談者への啓発	3				ゲートキーパーの研修を受けるなど自殺のリスクを抱えた相談者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化する必要があります。このため、研修への参加の機会を捉え、対応技能の向上に努めます。
4.子ども・若者に関する支援	1-①	42	ひとり親家庭への相談業務	・ひとり親家庭福祉推進員の配置や母子福祉のぞみ会への支援、民生委員・児童委員、主任児童委員や福祉団体等との連携により、ひとり親家庭への相談体制の充実を図ります。 ・母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親家庭の自立に向け、相談や就職の情報提供等を行います。 ・相談員一人ひとりの状況に応じ、必要な支援につなげます。	子育て支援課	・母子・父子自立支援員を配置し、就労や生活相談など、ひとり親家庭にかかる様々な自立に向けた相談に取り組みます。	ひとり親家庭福祉推進員や栗東市母子福祉のぞみ会等と連携を図り、ひとり親家庭からの様々な相談に対応し、福祉資金の貸付や自立支援プログラムの策定などの支援に取り組みました。	全相談者への対応	4			ひとり親からの相談を傾聴するなかで、複雑な背景を有していることが判明することがあります。相談者一人ひとりの話を丁寧に聞き取り、適切な支援先につなぐため、相談員の資質の向上を図るとともに、関係機関との連携・協力体制の構築に努めます。	
	1-②	42	図書館の利用促進	・読書を通じて生きる喜びに出会えるような資料を収集、提供します。 ・学校に行きづらいと思っている子ども達にとって、図書館が「安心して過ごせる居場所」となるよう、図書館機能の充実、利用促進に努めます。	図書館	・多様な資料の収集・提供を行う。 ・図書館が子どもたちにとって親しみやすい場所になるよう、季節にあわせた展示や装飾を実施する。	・多様な資料の収集・提供を行った。 ・図書館が子どもたちにとって親しみやすい場所になるよう、季節にあわせた展示や装飾を実施した。					利用の促進につながっている。資料の収集・提供、環境整備を継続する。	

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
4.子ども・若者に関する支援	1-③	42	家庭・地域・学校の連携強化	家庭や地域において、様々な福祉課題について理解を深める学習機会を充実させ、自殺や自殺リスクの発見、対応についての理解を促進します。	学校教育課	生徒指導主事会、児童生徒支援主任会のなかで、自殺リスクの発見、対応のための研修会を実施する。	生徒指導主事会、児童生徒支援主任会のなかで、自殺リスクの発見、対応のための研修会を実施した。	年2回	4	長期休業後に研修を行う。	4	地域、教員向けのゲートキーパー研修を実施していく。
	1-④	43	親子のふれあい、親同士のつながりの促進	親子のふれあい、親同士のつながりのため、各コミュニティセンターを会場に社会教育重点分野事業の「子育て」をテーマに講座を開催します。	生涯学習課	親子の居場所づくりとして、各コミュニティセンター等にて各種教室や事業を行い、親同士、子ども同士の交流も図ります。	未就園児とその保護者を対象に事業を実施し、親子のふれあい、子ども同士の交流と親同士の交流も深められました。					引き続き子どもたちの安全を注視する中で、関係機関と情報共有し、内容の充実を図ります。
	1-⑤	43	地域子育ての支援	子育て中の保護者が集い、学習や交流できる場を提供することで、子育てに伴う負担軽減や孤立防止を図るとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応に努めます。	幼児課	保護者と子育ての話をする場をもち、抱えている悩みを打ち明けてもらえるような関係性を築いていきます。クラス懇談会、個別懇談会、必要に応じて家庭訪問を実施していきます。	日々の送迎時やクラス懇談会、個別懇談会等の中で保護者と話す機会をもちました。その中で子育ての悩みや保護者の抱えているしんどさを知り、寄り添いながら、一人で抱え込むことのないように支援につなげた。	随時	4			保護者との信頼関係を深め、引き続き、保護者の様々な悩みから支援の早期発見につなげます。
	1-⑤	43	地域子育ての支援	子育て中の保護者が集い、学習や交流できる場を提供することで、子育てに伴う負担軽減や孤立防止を図るとともに、危機的状況にある保護者を発見し、早期の対応に努めます。	子育て支援課	・児童館において子育て講座を開催します。 ・子育て相談や巡回相談を実施し、必要に応じて関係機関と連携を図ります。	子育て講座を開催し、子育て相談や巡回相談を実施することで、保護者の悩みや不安を傾聴し、子育て世代の孤立を防ぎ、子育てへの楽しさを親子同士で共有できる取り組みを行いました。  39講座開催(内29講座が終了) 巡回講座実施(9児童館)	子育て講座の開催36回(月3回)以上	4			子どもや子育て世代のニーズを把握するためのアンケート等を実施し、親子の交流の場や子育て講座の充実に取り組みます。 様々な相談に対応できるよう、子育て相談員も含め、職員全体の資質の向上に努めます。
	2-①	43	いのちの大切さを学ぶ教育	・幼少期から相談することの大切さを理解し、悩みやストレスに対処できるようになるための学習を推進していきます。 ・将来、悩みや課題を抱えた際に相談ができるよう学習を推進します。	学校教育課	県のスクールカウンセラーによる心理授業を各小学校で実施し、ストレスマネジメントの学習を行う。	県スクールカウンセラーによる心理授業を各小学校で実施した。	年1回	3	スクールカウンセラーによる心理授業を実施する。	3	各中学校区によって、時期が異なっているが、児童の実情に応じて早期に実施することも必要である。
			いのちの大切さを学ぶ教育	・幼少期から相談することの大切さを理解し、悩みやストレスに対処できるようになるための学習を推進していきます。 ・将来、悩みや課題を抱えた際に相談ができるよう学習を推進します。	幼児課	安心して過ごすことができる場づくりをしていきます。自分の気持ちを保育者や友達などに伝えられるよう発達に応じて絵本や日常の中で繰り返し知らせていきます。	保育や生活の中で自分の思いが出せるような場を発達年齢に応じてつくってきました。また、困った時には困ったが言える、自分を大切にできるように一人一人が安心できる居場所づくりに努めてきました。	随時	3			生活や遊びを通して自尊感情を高め、誰もが大切な存在であること、自分を大切にできる心をかかわりを通して今後も育てていきます。
	2-②	43	学校や地域における学習機会の充実	家庭や地域において、様々な福祉課題について理解を深める学習機会を充実させ、自殺や自殺リスクの発見、対応についての理解を促進します。	学校教育課	生徒指導主事会、児童生徒支援主任会のなかで、自殺リスクの発見、対応のための研修会を実施する。	生徒指導主事会、児童生徒支援主任会のなかで、自殺リスクの発見、対応のための研修会を実施した。	年2回	4	長期休業前に研修を行う。	4	地域、教員向けのゲートキーパー研修を実施していく。
	2-③	43	青少年の健全育成	・少年センターや少年補導員による街頭補導活動、社会を明るくする運動や青少年育成市民会議事業の展開を行います。 ・自然体験学習センターにて、自然の中で集団生活と宿泊研修を通じて心豊かで明るくたくましい青少年の育成を図ります。	生涯学習課	少年センターと少年補導委員と教員が連携して街頭補導活動を実施します。また社会を明るくする運動は、街頭啓発などを行い、青少年育成市民会議では、愛のバトロールをはじめ様々な活動を実施します。 自然体験学習センターでは、青少年の健全育成のための安定した施設管理に努めます。	少年センターや少年補導員が連携し、市内全域を月3回、各学区を月1回の街頭補導活動を実施しています。 社会を明るくする運動では、7月1日に街頭啓発を実施し、愛の募金運動、各団体への助成活動等を行いました。 愛のバトロールは、77回、述べ289人の参加がありました。 自然体験学習センターでの施設利用者は、5,710人、施設使用料は8,256千円となっています。					不良行為や喫煙などの非行少年が減少し、青少年の生きづらさが見えにくい状況です。 各種事業の実施に向け、また子どもを地域全体で見守るためにも、継続的に構成する団体の多くの方に協力を求めるための啓発を行う予定です。 自然を通じて、豊かな心を育み、明るくたくましい青少年の育成に努めていきます。
2-④	44	児童生徒支援室設置事業	不登校を含め課題を抱えた児童生徒は、本人自身のみならず、その家庭も様々な問題や自殺リスクを抱えている可能性もあります。そうしたリスクに対して、児童生徒の家庭の状況にも配慮した上でスクールカウンセラーや専門相談員と連携し、問題解決につなげます。	学校教育課	児童生徒支援室における相談、支援教室を通して、子どもと保護者を支援するとともに、巡回SCを派遣し、悩み等の相談に応じ、助言や援助を行い自死リスクの低減を図る。	児童生徒支援室の相談事業、支援教室事業を通じて、子どもや保護者を支援した。また、各小学校に随時巡回SCを派遣し、保護者や児童の相談に応じ、助言や援助を行った。	適宜	4	巡回SCによるカウンセリングを実施する。	4	今後も児童生徒支援室と連携し、子ども・保護者支援に取り組んでいく。	

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
4.子ども・若者に関する支援	2-⑤	44	学校におけるこころの健康づくり推進体制の整備	心身の問題を抱える生徒や保護者と関わる機会が多い養護教諭等に対し、子どものこころの健康に関する研修を行います。	学校教育課	県教委主催の「こころとからだの健康づくり指導研修会」等の研修を養護教諭等が受講する。	県教委主催の「こころとからだの健康づくり指導研修会」を養護教諭とSSWが受講した。	年1回	4	教職員のスキル向上をはかる。	4	今後も県教委主催の「こころとからだの健康づくり指導研修会」等の受講推進していく。
	2-⑥	44	放課後子ども教室	小学校の体育館やコミュニティセンター等を活用し、地域の多様な人々の参画を得て、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流等に取り組みます。	生涯学習課	8学区で概ね6月から実施する予定です。未実施の1学区についても、実施に向けた働きかけを行っていきます。	8小学校区(葉山除く)で、子どもの登録者数は204人、スタッフ登録者数は81人で、概ね6月から実施しています。					未実施の小学校区においては、放課後子ども教室の開催の依頼を継続的にを行い、実施に向けての説明をしました。立ち上げについて今後協議を進めていく予定です。
	2-⑦	44	児童館の運営	放課後の居場所として、子ども達に健全な遊びの場や機会を提供します。また、長期休暇中において活動を行い、仲間づくりを通じ社会性・創造性・思いやりのこころを育みます。	子育て支援課	・18歳未満のすべての子どもを対象とし、地域における遊び及び生活の援助と子育て支援を行います。	小学生対象事業や長期休業中にはクイズラリーを行うなど、児童館を身近に感じてもらえる企画づくりに努めました。 11月末までの来館者数 ※カッコ内はR5の数値 12,901人(7,366人)	来館者数の増加	4			小中学生等が楽しく過ごせるための環境の見直しと地域での子どもの居場所としての児童館の役割やあり方について検討します。
	2-⑧	44	学校、保育園等における食育の推進	・食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する人には、日常生活上の困難を抱えていることがあるため、本人や家族等と対面で対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。 ・乳幼児期からの健康な心身の育成の啓発と推進に努めます。	学校教育課	・定期教育相談や日頃の児童生徒観察から把握できる課題について、学期末懇談等の機会を設けて、保護者にフィードバックし、解決に向けて相談する。 ・保護者に関心を持ってもらうことで、健康な心身の育成につなげる。	定期教育相談や日頃の児童生徒観察から把握できる課題について、学期末懇談等の機会を設けて、保護者にフィードバックし、解決に向けて相談、助言や援助を行った。	適宜	4	定期教育相談や日頃の児童生徒観察から問題を把握する。	4	定期教育相談や日頃の児童生徒観察から把握できる課題について、学期末懇談等の機会を設けて、保護者にフィードバックし、解決に向けて相談、助言等を継続していく。
	2-⑧	44	学校、保育園等における食育の推進	・食生活に問題があり、生活習慣病等に罹患する人には、日常生活上の困難を抱えていることがあるため、本人や家族等と対面で対応する機会を活用し、問題の早期発見・早期対応を図ります。 ・乳幼児期からの健康な心身の育成の啓発と推進に努めます。	幼児課	食育計画にそって乳幼児期から食への関心を広げていきます。また、給食日よりアンケートを実施するなど食の大切さを啓発していきます。	・保護者へ給食日より月1回発行をしました。実際に食べている給食を展示、配信することで、親子の会話や食への関心に繋がりました。 ・園での食育計画に基づき、栽培活動を実施しました。栽培を通して生長を観察することができ、より食への関心を深めることができました。 生活、食育アンケートを実施しました。	給食日より毎月発行 アンケート年1回実施				・給食日より、引き続き食への関心が深まるような内容を考え、健康な心身の育成と推進に努めます。 ・食生活に偏りや身体計測から気になる様子があれば、保護者と話す機会を作り、早期発見、早期対応に努めていきます。
	2-⑨	44	家庭および養育環境の支援	家庭児童相談室を設置し、18歳未満の児童に関する諸問題(養護・非行・虐待・障がい・健全育成等)について、相談・指導・助言を行い、必要に応じて、滋賀県中央子ども家庭相談センターや教育委員会等の関係機関との連携を図り、適切な支援を行います。	こども家庭センター	保護者や児童等からの相談に応じ、自殺リスクがあると思われる場合は、適切な機関と連携し支援を行う。また、要保護児童対策地域協議会(要対協)で情報を管理しモニタリングや評価などを行う。	希死念慮の背景に愛着課題、虐待リスクを抱えたケースもあり、緊急度と深刻度を整理しながらアセスメントを行い、要対協で管理した上で多機関と連携して支援を実施した。関係機関から情報収集を行い、個別ケース検討会議を通して役割分担や評価を実施した。					個人因子だけでなく、家庭環境も含め丁寧にアセスメントを行う必要がある。引き続き、学校や庁内関係課はもちろん医療機関や子ども家庭相談センター等とも連携しながら必要な支援につなげる。
	2-⑩	45	発達支援の充実	・子育ての悩みや困難の解決に向けて、発達支援事業や発達相談による保護者の負担や不安の解消に取り組み、育児うつや自殺等のリスク軽減に努めます。 ・また家庭での適切な支援につなげることで、発達障がいのある幼児・児童生徒の二次障害(自殺リスク)の予防を図ります。 ・発達相談を受けた方と、たんぼぼ教室・幼児ことばの教室を修了した方を対象としたペアレントトレーニングを実施し、保護者の不安解消を図ります。	発達支援課	子育ての悩みや困難の解決に向け、たんぼぼ教室、幼児ことばの教室での教室支援を行うとともに、発達相談を実施し、育児うつや自殺等のリスク軽減に努めます。また、ペアレント・トレーニング講座を開催し、個々に応じた関わり方を提案し、保護者の不安を解消します。	・ペアレント・トレーニング講座(10回開催):参加者10人(前期参加6人、後期参加4人) 前期講座終了後のアンケート結果では、項目「日々の子育てに講座内容を活かした」割合100%であった。 ・ペアレント・トレーニング講座フォローアップ・研修(1回開催):参加者8人 ・たんぼぼ教室:延べ79人 ・幼児ことばの教室:延べ74人 ・発達相談(ケース会議含む):801回	ペアレント・トレーニング講座等14回	4	講座を終え、アンケートを実施する。項目「日々の子育てに講座内容を活かした」割合60%以上	5	子育ての悩みや困難さに対応していくための講座や相談、教室支援を継続していく必要があります。また、相談や発達支援の情報にアクセスしやすいツールの工夫が必要です。
	3-①	45	SOSの出し方に関する教育の推進	学校において、いのちや暮らしの危機に直面したとき、誰にどうやって助けを求めればよいかの具体的な実践的な方法を学ぶと同時に、つらいときや苦しいときには助けを求めてもよいということを学ぶ教育を推進します。	学校教育課	児童生徒支援主任会でこどものSOSの出し方に関する研修を実施する。	児童生徒支援主任会でこどものSOSの出し方に関する会議を実施した。	年間2回	4	支援主任会で研修を行う。	4	各校において、支援を要する児童生徒へSOSの出し方について教えていくと同時に支援を継続して取り組んでいく。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
4.子ども・若者に関する支援	3-②	45	児童生徒、教職員に対する普及啓発の推進	研修等の資料として相談先一覧等のカードやリーフレットの配布を行い、教職員自身ならびに児童生徒向けの支援策の普及啓発を徹底するとともに活用を図ります。	学校教育課	市内小中学校に不登校に係る相談ダイヤル・栗東市いじめホットラインカードを配布し、啓発を行う。	市内小中学校に不登校に係る相談ダイヤル・栗東市いじめホットラインカードを配布し、啓発を行った。	年間2回	4	配布率100%	4	今後も継続して、年間2回配布し啓発を行っていく。
	3-③	45	教職員に対する研修の推進	教職員向けに援助希求的態度(SOSの出し方等)を養い、自殺リスクを抱えている子どもへの支援に関する教育につなげます。	学校教育課	自殺リスクを抱えている子どもへの支援について職員会議で研修を実施する。	自殺リスクを抱えている子どもがいる学校は支援方法や対応について、研修等を用いて共通理解を図った。	年間1回	2	職員会議で研修を実施する。	2	校内の児童生徒支援会では支援について研修は実施しているが、職員会議で研修を実施することができなかった。研修の方法を見直す必要がある。
	3-④	45	教職員向けゲートキーパー研修の開催	児童生徒と日々接している教職員に対し、SOSのサインについて、いち早く気づき、どのように受け止めるか等についての理解を深めるため、研修を開催します。	学校教育課	生徒指導主事主任会・児童生徒支援主任会で児童生徒のSOSのサインについて研修を実施する。	生徒指導主事主任会・児童生徒支援主任会で児童生徒のSOSのサインについて研修を実施した。	年間2回	4	主事会と主任会で研修を実施する。	4	すべての教員がゲートキーパー研修が受講できるように、専門家を派遣して、夏期研修講座にて実施する。
	3-⑤	46	いじめ防止対策事業	・いじめは児童生徒の自殺リスクを高める要因の1つであり、いじめを受けている児童生徒の早期発見と対応を行うだけでなく、いじめを受けた子どもが周囲に助けを求められるよう、SOSの出し方の教育を推進することで、児童生徒の自殺防止につなげます。 ・個別支援時に、相談カードを児童生徒に配布することで、いじめにあった際の相談先の情報等を周知することにつなげます。	学校教育課	いじめ対策参事員と指導主事による学校訪問を行い、行事や学習の中におけるいじめに関する取り組みについて確認を行う。	いじめ等対策参事員と指導主事が、いじめに関する取組について学校訪問を実施し、指導や助言を行った。	年間1回	4	いじめ防止基本方針や年間計画を確認する。	4	毎年、各校のいじめに関する取組について評価し、学校の実態に応じて、見直しを行っていく。
	4-①	46	いじめ防止に向けた啓発	児童生徒やその保護者、教職員に対し、教育活動や研修等を通して、いじめを防止することの重要性に関する啓発を図ります。	学校教育課	いじめ対策参事員と指導主事による学校訪問を行い、行事や学習の中におけるいじめに関する取り組みについて確認を行う。	いじめ対策参事員と指導主事が、学校訪問を行い、行事や学習の中におけるいじめに関する取り組みについて確認を行った。	年間1回	4	いじめ防止基本方針や年間計画を確認する。	4	毎年、各校のいじめに関する取組について評価し、学校の実態に応じて、見直しを行っていく。
	4-②	46	道徳教育の推進	道徳教育を通じ、子どもの人格の基盤を養い、現実の困難な問題に主体的に対処できる力の育成につなげます。	学校教育課	状況を深く見詰め、自分はどうするべきか、自分には何ができるかを判断し、手立てを考え、実行していく力を継続的に育成していく。	特別の教科道徳を通して子どもの人格の基盤を養い、現実の様々な状況に対して主体的に対処できる力及び実効性のある力を養った。	年間35回	4	学習指導要領に則った学習内容	4	今後も継続的にによりよく生きるための人格の基盤を養うとともに、状況を深く見詰め、主体的に判断し、実践していく力を育成していく。
	4-③	46	教職員のメンタルヘルスの推進	・教職員の過労や長時間労働が問題となる中で、研修により、メンタルヘルスの状態を客観的に把握し、必要な場合には適切な支援につなげる等の対応を取る等について理解を深めます。 ・労働安全衛生法に基づき、学校職員等のストレスチェックを実施し、メンタル不調の未然防止を図るとともに、学校や教職員の業務の見直しを推進し、教職員の多忙化解消につなげます。	学校教育課	教職員のストレスチェックを行い、個々の状況を把握するとともに、業務の見直しを進める。	教職員のストレスチェックを行い、個々の状況を把握するとともに、業務の見直しを進めた。	年間1回	3	教職員のストレスチェックを実施し、業務の見直しを推進する。	4	ストレスチェックの回答結果「分析レポート」をもとに、職場環境におけるストレスの状況を把握し、安心して働ける職場環境づくりに活用した。回答率(72.3%)をさらに上げられるよう、実施の意義を引き続き周知していく必要がある。
	4-④	47	学校サポート支援員事業	様々な課題を抱えた児童生徒自身、及びその保護者等が自殺リスクを抱えている場合に備え、スクールソーシャルワーカーによる関係機関との連携を深め、児童生徒や保護者の自殺リスクの軽減を図ります。	学校教育課	市内中学校にスクールソーシャルワーカーを2名配置し、児童生徒の支援を通して、自殺リスクの低減を図る。	市内中学校にスクールソーシャルワーカーを2名配置し、児童生徒の支援を通して、自殺リスクの低減を図った。	年間12回	4	ソーシャルワーカーと対象児童に対してアセスメントとプランニングを実施する。	4	家庭環境等に課題を抱える児童生徒の支援が多く、専門職員の拡充が必要である。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性	
5.壮年期・働き世代に関する支援	1-①	47	メンタルヘルス対策の促進	市内事業所の経営者や職場の健康管理の担当者などを対象にメンタルヘルスに関する取り組みを関係機関と連携して行うなど職場におけるメンタルヘルス対策を促進します。	商工観光労政課	企業訪問時に、メンタルヘルスに関するチラシを事業所へ配布することにより啓発を行います。	メンタルヘルスに関するチラシを事業所へ配布し、相談窓口等についての周知を行った。	年1回	4			令和7年2月に、メンタルヘルスをテーマとした研修会を開催する予定。	
	1-①	47	メンタルヘルス対策の促進	市内事業所の経営者や職場の健康管理の担当者などを対象にメンタルヘルスに関する取り組みを関係機関と連携して行うなど職場におけるメンタルヘルス対策を促進します。	健康増進課	働き盛りの年代に対するメンタルヘルスに関する取り組みについて関係課と連携し、職場におけるメンタルヘルス対策を検討します。	障がい福祉課および商工観光労政課など、関係機関と連携し啓発を行うため自殺対策連絡会などを通じて検討中。					メンタルヘルスに関するチラシを事業所へ配布することにより啓発を行います。	
	1-①	47	メンタルヘルス対策の促進	市内事業所の経営者や職場の健康管理の担当者などを対象にメンタルヘルスに関する取り組みを関係機関と連携して行うなど職場におけるメンタルヘルス対策を促進します。	障がい福祉課ほか	関係課と連携し、職場におけるメンタルヘルス(うつ、不眠、過重労働など)への対策について啓発を行います。	商工労政課の協力のもと、7月の企業訪問に合わせて自殺対策やメンタルヘルスのチラシを作成し、啓発しました。2月も企業への資料配布に合わせて資料を作成、配布します。	年2回	3		2	働く世代との接点が乏しく、どこを窓口にアプローチできるか、関係課とも連携した啓発が必要です。	
	1-②	47	職員に対するメンタルヘルス研修の実施	メンタル不全の兆候のある職員に対して相談窓口の開設、またメンタルヘルス研修を毎年階層別に実施することで、全庁的に自殺対策を推進するためのベースとします。	人事課	メンタルが不調な職員への対応は、産業カウンセラーとの業務委託により相談窓口を設置し、対応する。メンタルヘルス研修を実施する。	メンタルが不調な職員への対応は、産業カウンセラーとの業務委託により相談窓口を設置。相談者は5名。メンタルヘルス研修を実施し、主事補～主事の職員98名が受講。	相談窓口を月1回、定期的に設置。その他、随時相談対応を行う。階層別に研修を実施。	4				
	2-①	48	長時間労働の是正	・過労死、過労自殺がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現のための対策を推進します。 ・滋賀労働局等と連携し、セミナーや研修を開催する等、関連する法制度等の周知啓発を図ります。 ・企業訪問をする推進班員の技能向上にむけ、学習機会を提供します。	商工観光労政課	「働き方改革関連相談窓口」等に関するチラシを事業所に配布することで啓発を行う。企業訪問の意義・認識等を深めるために推進班員研修を開催する。	企業訪問時に、働き方改革に関するチラシを事業所へ配布し、周知を行った。推進班員の資質向上にあたり、ハローワークと連携して推進班員向けの研修会を開催した。	年1回	4			働き方改革の推進に向けた企業への啓発を継続していく。	
	2-②	48	労務相談	事業主を対象に、雇用する労働者の休業・雇用問題・年金相談、労使間のトラブル、労働条件の整備等の相談に応じます	商工観光労政課 大津労働基準局	労務相談を受けた場合には、適切な窓口につなげる。	事業主からの相談実績はなかった。	随時					事業主から、労務に関する相談があった場合は、適切な窓口につなげていく。
	2-③	48	ハラスメント防止の啓発	職場におけるパワーハラスメント対策及びセクシャルハラスメント対策については、滋賀労働局等関連機関と連携し、セミナーや研修を開催する等、関連する法制度等の周知啓発を図ります。	商工観光労政課	就労支援に関する市職員や市内事業所を対象に、ハラスメントについての研修会を開催する。	5月に「ハラスメントに関する理解と防止」をテーマとした研修会を開催した。	年1回	4				ハラスメントに対する正しい知識を持って対応していくことが必要である。
6.ハイリスク者への支援	1-①	49	湖南いのちサポート相談事業との連携による自殺未遂者支援の充実	・自殺企図により救急搬送された患者及びその家族を対象に、同意に基づき、草津保健所と市等が連携して相談支援を行う等積極的に介入することで、再び自殺を図ることを防止するとともに、その家族の辛さを傾聴してこころの負担の軽減に努めます。 ・市内の支援者と未遂者支援のあり方について検討を行います。	草津保健所 障がい福祉課ほか	自殺企図があり、同意の得られたケースについて草津保健所と連携し、訪問や面談等の対応する。	令和6年度(令和6年4～11月末)時点で7件の同意があった。随時訪問や面談を実施している。		4		4	本人の課題に合わせたアウトリーチ先に繋がれるように、関係機関を増やしたり、相談を受ける職員のスキルアップをすることで再企図に繋がらないよう努めたい。	
	1-②	49	自殺未遂者の再企図防止に向けた支援	医療機関等から適切な相談支援機関につないでいくよう支援し、自殺の再企図防止に努めます。	草津保健所 障がい福祉課ほか	関係機関と連携し、再企図防止に努める。	医療機関や就労相談、福祉事業所と連携し対応している		4	再企図者の減少	3	令和5～6年度の事業対象者において1名再企図があった。	
	2-①	50	生活困窮者への支援	「生活困窮者自立支援法」に基づく様々な支援を実施し、関係機関や民生委員・児童委員、近隣住民等と連携し、生活困窮者を支える仕組みづくりに取り組みます。	社会福祉課	生活困窮に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課等が集まり月1回生活困窮者自立支援調整会議を開催し、必要に応じて民生委員等の協力を得られるよう体制を整えます。	生活困窮に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課や関係機関が集まり月1回生活困窮者自立支援調整会議を開催し、情報共有および連携体制を整えています。	月1回	4			関係課、関係機関で情報共有を図り、各課題の進捗状況を把握し、課題解決に取り組んでいきます。	

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性	
6.ハイ リスク 者への 支援	2-②	50	生活困窮者自立相談支援	生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずるもので、その人の状態に応じて個別に検討し、経済的な自立のみならず、日常生活における自立や社会生活における自立を支援します。	社会福祉課	自立した生活ができるよう、困窮者に対し、相談員による自立相談や就労支援、住居確保給付金を活用し社会生活における自立を支援します。	自立した生活ができるよう、生活困窮者に対し、相談員による自立相談や就労支援、住居確保支援を活用し社会生活における自立支援を行っています。		4			引き続き生活困窮者に対する自立相談支援、就労支援等の必要な支援を行っていきます。	
	2-③	50	就労支援	就労支援と自殺対策事業とを連動、連携させることにより、生きることを支援します。 また、働く意欲がありながら、就職することに困難を抱えている人に対し、保健・福祉・教育・生活等他の自殺対策事業と連携し、個々のケースに応じた支援を行います。	商工観光労政課	関係各課・機関と連携しながら就労支援を行うことで、個々のケースにおける就労阻害要因の解決を図る。	関係各課・機関と連携して、個々のケースに応じた就労支援を行った。	通年	4			複合的な課題を抱えるケースも少なくないことから、関係各課・機関との連携が不可欠である。	
	2-④	50	障がいのある人に対する理解の促進	自殺予防の啓発と合わせて精神疾患や精神障がいについての理解の推進を図り、障がいのある人と社会のつながりを強くし、障がいのある人を孤立させない環境をつくります。	障がい福祉課	企業訪問に合わせて、自殺につながりやすい、うつ病、アルコール依存症などの啓発を行う。	商工観光労政課の協力のもと、7月の企業訪問に合わせて自殺対策やメンタルヘルスのチラシを作成し、啓発しました。2月も企業への資料配布に合わせて資料を作成、配布します。	年2回	3		3	商工観光労政課からの情報を参考に、企業担当者の関心が高い資料を提供します。	
	2-⑤	50	障がいのある人の地域生活の基盤づくり	相談等の各種支援を通じ、障がいのある人の抱える様々な問題に気づき、適切な支援先へとつなげます。	障がい福祉課	相談支援の中で適切な支援先につなぐ。専門的な相談支援が必要な場合は、専門機関のアドバイスを受けるなど適切な支援を受けられるように努める。	延べ4,492件の相談があった。医療機関や福祉時の事業所等と連携して対応している		4			4	引き続き、障害のある人の相談支援を行います。
	2-⑥	50	障がいのある人の就労支援	就労支援を通じて、仕事以外の問題にも気づき、必要に応じて適切な支援先につなげます。	障がい福祉課	就労支援を通じ、経済的な困窮や発達障がいなどの課題に対して、専門機関につなぐなど支援者の中で役割を分担して対応します。	福祉就労を含め延べ567件(R6.3~9末)の相談がありました。		4			4	引き続き、障害のある人の相談支援を行います。
	2-⑦	51	高齢者の総合相談・支援の実施	高齢者やその家族、地域団体等から、高齢者の生活全般(福祉、医療、介護等)に関する相談支援体制を充実します。	長寿福祉課	3圏域に設置している地域包括支援センターで高齢者の生活全般に関する相談に応じていきます。	高齢者やその家族から、高齢者の生活全般に関する相談に応じていきます。						引き続き、高齢者の生活全般に関する相談支援を行ってまいります。
	2-⑧	51	生活困窮者等に対する相談窓口の充実	生活困窮者等の関連窓口を充実させるために、様々な相談事業を実施するほか、生活上の課題に関連する相談に対応できるような連携体制を整えます。	社会福祉課	生活困窮に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課や関係機関が集まり月1回生活困窮者自立支援調整会議を開催し、情報共有および連携体制を整えます。 また、複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を行うための会議を必要に応じて開催し、情報共有し連携するとともに、必要に応じて包括化推進員により支援者間の調整を行います。	自立した生活ができるよう、生活困窮者に対し、相談員による自立相談や就労支援、住居確保給付金を活用し社会生活における自立を支援します。 複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を行うため必要に応じて重層的支援推進会議(令和6年11月末現在で5回開催)を開催し、情報共有し連携するとともに支援者間の役割分担について調整を行っています。	月1回	4			引き続き生活困窮者に対する自立相談支援、就労支援等の必要な支援を行っていきます。 複雑化、多様化する相談案件に対して、複数の関係課、関係機関と連携し個々の支援の充実を図ること併せ、個人ごとの支援環境を整えるための体制を充実させていきます。	
	2-⑨	51	滞納金の徴収担当職員に対するゲートキーパー研修の実施	市税をはじめとした滞納金の納付相談に応じる職員がゲートキーパー研修を受講するなどによって、自殺のリスクを抱えた滞納者を早期に発見し、支援へとつなげる体制を強化します。また、相談対応の際にリーフレットを配布する等、相談先情報の周知を図ります。	障がい福祉課	経験の少ない市職員を中心に、ゲートキーパー研修を実施し、自殺の現状や希死念慮がある人への対応(他課連携など)について理解を深める。	2月に4年目までの職員を対象にゲートキーパー研修の実施を予定しています。						引き続き、障害のある人の相談支援を行います。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
6.ハイ リスク 者への 支援	2-⑩	51	生活保護に関する相談	相談者やその家族が抱える問題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	社会福祉課	相談内容によって、必要に応じ関係課や関係機関と連携をしながら支援、協議、支援者間の調整等を行います。	生活困窮に対する課題解決に向けた支援を行うため、関係課や関係機関が集まり月1回生活困窮自立支援調整会議を開催し、情報共有および連携体制を整えています。 複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を行うため必要に応じて重層的支援推進会議(令和6年11月末現在で5回開催)を開催し、情報共有し連携するとともに支援者間の役割分担について調整を行っています。	月1回	4			関係課、関係機関で情報共有を図り、各課題の進捗状況を把握し、課題解決に取り組んでいきます。 複雑化、多様化する相談案件に対して、複数の関係課、関係機関と連携し個々の支援の充実を図ること併せ、個人ごとの支援環境を整えるための体制を充実させていきます。
	2-⑪	51	各種納付相談	・税金等の納付について、生活面で困難な状況にある人が随時相談できる窓口を設けています。 ・各種納付相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制に取り組みます ・年金未納者に対し、免除制度の周知を図り、相談状況によっては様々な支援につなげます。	税務課	総合相談を年4回実施予定。納税相談を行う中で、相談者に応じた支援につなげるよう取り組みます。	総合相談を年4回実施を予定のうち2回実施。(3回目は12月、4回目は3月に開催予定)納税相談を行う中で、相談者に応じた支援につなげるよう取り組んでいる。	総合相談 年4回実施	3	総合相談実施	3	生活面で深刻な問題を抱えるなどの困難が税滞納の原因となっている納税者について、納税相談、生活困窮、多重債務、就労支援等の生活課題解消のため支援担当課へつなぐことを継続する。
	2-⑪	51	各種納付相談	・税金等の納付について、生活面で困難な状況にある人が随時相談できる窓口を設けています。 ・各種納付相談を「生きることの包括的な支援」のきっかけと捉え、実際に様々な支援につなげられる体制に取り組みます ・年金未納者に対し、免除制度の周知を図り、相談状況によっては様々な支援につなげます。	保険年金課	年金制度案内・広報誌による市民周知12回 納付免除・納付猶予・随時	広報誌等の掲載 年12回	広報誌掲載 年12回	3			実施を継続
	2-⑫	51	相談を通じた生きづらさ解消の支援の実施	生活困窮者支援に基づく相談、また社会福祉協議会、民生委員・児童委員、自治会等による地域連携により、地域福祉に関する個別課題の解決を図り、生きづらさを感じる人への支援を行います。	社会福祉課	相談内容によって、必要に応じ関係課や関係機関と連携をしながら支援、協議、支援者間の調整等を行います。	複合化・複雑化した課題を抱える世帯に対する適切な支援を行うため必要に応じて重層的支援推進会議(令和6年11月末現在で5回開催)を開催し、情報共有し連携するとともに支援者間の役割分担について調整を行っています。		4			複雑化、多様化する相談案件に対して、複数の関係課、関係機関と連携し個々の支援の充実を図ること併せ、個人ごとの支援環境を整えるための体制を充実させていきます。
	2-⑬	52	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない方等が地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。	障がい福祉課	出張相談会、なんでも相談会などを引き続き開催し、制度の利用が必要な方が利用できるようにします。	出張相談会は4回実施し、2回実施予定です。 なんでも相談会は3年ぶりに11月に1回実施し、14件(満員)相談があった。引きこもりや精神疾患がある人の家族からの相談もありました。	出張相談会 2回、なんでも相談会1回	4		4	引き続き実施していきます。
	2-⑬	52	成年後見制度利用支援事業	判断能力が十分でない方等が地域で安心してその人らしく生活できるよう支援します。	長寿福祉課	地域包括支援センターの相談窓口での啓発だけでなく、出張相談を開催するなどし、制度を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう推進します。	8月8日に栗東市にて成年後見センターの出張相談会を開催。12月2日にも開催予定。また、成年後見制度以外にも相談ができる「なんでも相談会」を11月16日に開催しました。	出張相談 2回開催	4			引き続き、出張相談などの機会を作り、制度を必要とする人が成年後見制度を利用できるよう推進します。
	3-①	52	女性相談(DV相談等)の実施	電話相談や来所相談を通じて、家庭内や男女間の問題(離婚問題やDV被害等)等の悩みや困り事を受け止め、一緒に考えます	子育て支援課ほか	・女性相談支援員を配置し、DV等に関わる相談に対応します。 ・一時保護等が必要な場合は、関係機関と連携し入所を支援します。	女性相談支援員を配置し、離婚問題やDV被害等、男女間の相談に対応し、DVの早期発見に努めるとともに一時保護が必要な場合は、関係機関と連携し入所を支援しました。	全相談者への対応	4			離婚やDV等相談には寄り添い、傾聴し適切な制度に繋ぐスキルが必要なため、研修等に参加し支援員の相談スキルの向上に努めます。
	3-②	52	母子保健の推進	妊娠の届出、乳幼児健康診査等の機会を通じて支援の必要な家庭を把握し、必要に応じて関係機関と連携を図り、安心して妊娠、出産、子育てができるよう支援します。	こども家庭センター	母子健康手帳交付時から保健師、助産師による面談を実施し、こんにちは赤ちゃん訪問、また各乳幼児健康診査、訪問指導等を行い、必要に応じて医療機関や、家庭児童相談室、発達支援課等と連携を図りながら、必要な支援を行う。	母子健康手帳交付時から保健師、助産師による面談を実施し、こんにちは赤ちゃん訪問、また各乳幼児健康診査、訪問指導等を行い、必要に応じて医療機関や、家庭児童相談室、発達支援課等と連携を図り支援を行った。					妊娠から産後子育てまで、切れ目のない伴走型相談支援を行い、必要に応じて医療機関をはじめとする関係機関と連携を図る。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
7.生きる ことの 支援	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	ひだまりの家	福祉の向上や人権啓発、住民交流の拠点として各種事業や相談業務をはじめ、図書コーナー等各施設の利用を通じて親子や多世代の交流を図り、繋がりを深めます。ひだまりの家来館者数：35,700人	・地域福祉の向上や人権啓発、住民の交流の拠点として、講座を始めとした各種事業や図書コーナー等の各施設の利用を通じて、親子や世代間のふれあい交流を通じてつながりを深めることができました。ひだまりの家来館者数：24,154人		3		3	・図書コーナー(ゆめのくに)や教養娯楽室、コミュニティホール等の施設利用や各種講座などの参加を促すとともに地域外の来館者増に向けた周知が課題であります。
	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	子育て支援課	・児童館での日々の活動や子育て講座の実施を通して、子育てへの楽しさを親子同士で共有できる取り組みを行います。	子育て講座を開催し、子育て相談や巡回相談を実施することで、保護者の悩みや不安を傾聴し、子育て世代の孤立を防ぎ、子育てへの楽しさを親子同士で共有できる取り組みを行いました。 11月末までの来館者数 ※カッコ内はR5の来館者数 71,333人(63,552人)	来館者数の増加	4		子どもや子育て世代のニーズを把握するためのアンケート等を実施し、親子の交流の場や子育て講座の充実に取り組みます。様々な相談に対応できるよう、子育て相談員も含め、職員全体の資質の向上に努めます。	
	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	幼児課	地域性を生かしながら世代間交流をしたり、地域に出かけ、いろいろな人とのかわりやつながりがもてる機会をもちます。	園周辺の散歩に出かけ、地域の方と挨拶やかかわりを通してつながりを意識してきました。	随時	4		地域とのつながりが継続できるよう、交流の場づくりを推進していきます。	
	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	学校教育課	子どもに居場所を提供する団体との連携協力を推進し、団体間のネットワークの構築を行う。	子どもに居場所を提供する団体との連携し、団体間のネットワークの構築を行った。	年間12回	4	居場所を提供する団体と会議を行う。	4	市スクールソーシャルワーカーや居場所を提供する団体と連携し、継続して児童生徒の学びの場を確保していく。
	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	生涯学習課	各コミュニティセンターや児童館などを会場に、交流の場となるような講座を開催します。	各コミュニティセンターや児童館などを会場に、講座を開催しました。 ・はつらつ教養大学 36回 ・社会教育重点事業 20回	・はつらつ教養大学…年5回(9学区) ・社会教育重点事業…25回 ・生涯学習のまちづくり講座…2回	3	受講者アンケートで「概ね満足」以上と回答した人の割合80%以上	4	学区によっては参加者の固定化がみられることから、ニーズの把握を行い、地域団体や関係機関と連携し啓発する必要があります。
	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	長寿福祉課	生活支援体制整備事業にて住民主体のつながりの場づくりについて支援します。	自治会からの自治会活動に関する相談に応じ、住民同士の交流が深まるような場づくりについて支援しました。(1自治会)					引き続き、住民からの相談に応じ、必要な支援を行ってまいります。
	1-①	53	ふれあいの場づくり	身近なところで気軽に立ち寄り、語りあえる場づくりを進めます。子育て世代や高齢者、障がいのある人等が孤立することなく、日常的なつながりが持てる場づくりを推進します。	障がい福祉課	「精神障がい者サロン運営事業」をボランティア団体に委託して実施します。	毎週開催し、延べ236人(実利用者15人)参加しました。	参加者	4		4	ボランティアの高齢化と利用者の固定化が課題です。今後も対象者への周知を図ります。
	1-②	53	「栗東市高齢者の生きがいづくりと健康づくり事業」の推進	高齢者の生きがいと健康づくり活動の活発化、及び参加者同士の交流の場となり、社会参加が促進されるよう、高齢者自らの企画による「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施します。	長寿福祉課	「栗東市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業」を実施します。	10月11日 高齢者グランドゴルフ大会 10月29日 ふれあいウォーキング 11月28～30日 高齢者手作り作品交流展 11月29日 料理教室 11月30日 高齢者生きがい実践交流大会	各種事業の実施	4			引き続き、事業を実施する必要があります。
	1-③	53	生涯スポーツ等の普及	高齢者1人ひとりの体力や年齢、目的に応じて楽しむことができるレクリエーションや軽スポーツ、生涯スポーツの普及・支援を図るとともに、生涯スポーツ推進体制の強化を図ります。	スポーツ・文化振興課	スポーツ推進委員が中心となって、地域・学区単位での生涯スポーツ活動などを実施します。 (「みんなのスポーツ講習会」9学区)	スポーツ推進委員が中心となって、地域・学区単位での生涯スポーツ活動などを実施。 (「みんなのスポーツ講習会」9学区のうち8学区実施)	9学区	3			実施を継続。

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
7.生きる ことの 支援	1-④	54	健康で生きがいのある 暮らしの実現	いきいき百歳体操を通じ、幸福感・健康感の向上、ソーシャル・キャピタルの醸成を図り、健康づくり・生きがいづくりを推進します。	長寿福祉課	いきいき百歳体操を実践している団体の後方支援および新規立ち上げ支援を行います。	12/9時点 47団体 継続支援訪問。 3団体新規立ち上げ支援	いきいき百歳体操実践団体数 75	4			引き続き、住民主体による健康づくり、つながりづくりとなるいきいき百歳体操について普及・継続支援を行います。
	1-⑤	54	世代間交流の推進	子育てサークルや民生委員児童委員、自治会、市民活動団体等との様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。	子育て支援課	・子育てサークルとの協働事業により、親同士や子ども同士、多世代との交流につなげます。	・世代間交流活動として、シルバー人材センターの子育てサークル「おでかけシルバーママ・パパ」による親子のふれあい遊びを各児童館で実施しました。 ・ボランティア団体による絵本の読み聞かせを各児童館で開催しました。 ・協働事業提案制度による親子カフェ協働事業をコミュニティセンターで開催しました。					子育て世代が、世代間交流事業に参加し、子育て経験豊かな方とのふれあいや交流を通じて、子育ての悩みや不安の解消が図れるため、子育てサークルやボランティア団体による交流活動の促進に努めます。
	1-⑤	54	世代間交流の推進	子育てサークルや民生委員児童委員、自治会、市民活動団体等との様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。	幼児課	自治会や地域の行事に参加し、世代間交流を図っていきます。	地域の方や老人クラブと一緒に栽培活動をしたり、行事に参加してもらったりして通世代間交流を実施することができました。	園の計画に基づく			4	計画的に世代間交流を計画し、実施していきます。
	1-⑤	54	世代間交流の推進	子育てサークルや民生委員児童委員、自治会、市民活動団体等との様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。	生涯学習課	放課後子ども教室ではスタッフの多くを高齢者の方々に担って頂き、子どもたちと世代間交流活動を行います。	8小学校区で、開催回数129回、子どもの参加者数延べ2,855人、スタッフ参加者数延べ1,030人で、概ね6月から実施しています。					スタッフの減少及び高齢化が長年の課題であり、様々な場面で呼びかけを行っていますが、保護者にも引き続きチラシ等で周知する予定です。
	1-⑤	54	世代間交流の推進	子育てサークルや民生委員児童委員、自治会、市民活動団体等との様々な機会を通じた世代間交流活動を促進します。	自治振興課	自治会が実施する地域ふれあい敬老事業(主管課:長寿福祉課)など交流事業等への交付金交付を通じて、自治会や地域コミュニティによる世代間交流活動への支援を行っていく。	照会中					
	1-⑥	54	老人クラブ活動への支援	高齢者の社会貢献活動、地域支援活動への参画を促すとともに、健康づくり・介護予防活動の充実を図り、老人クラブへの支援を進めます。	長寿福祉課	老人クラブ連合会に対して活動費の助成や60周年記念大会の支援を実施します。	老人クラブへの活動費や60周年記念大会への助成を行いました。	老人クラブ 会員数維持 1,065人	3			引き続き、老人クラブ連合会への支援を行うとともに、個人会員増加に向けた取り組みについて検討
	1-⑦	54	高齢者のボランティア活動等への参加促進と活動団体の育成・支援	・高齢者のボランティア活動や社会参加への契機につながる介護支援ボランティア制度「いきいき活動ポイント事業」を実施します。 ・社会福祉協議会や地域団体、ボランティア団体等の連携により、効果的な活動が展開されるようネットワークづくり等を進め、高齢者が地域活動やボランティア活動等に気軽に参加しやすい環境づくりに努めます。	長寿福祉課	個人や各種団体などに対し、いきいき活動ポイント事業の説明会を実施し、いきいき活動の参加を呼びかけます。また、いきいき活動ポイント事業に登録している人に対し、より活動が活性化するように、講座等を開催します。	説明会を 18回開催、講座についても3回開催しました。	説明会 5回 開催 講座 3回 開催	4			引き続きいきいき活動の参加を呼びかけるとともに、既に活動に参加している人が、より活動が活発化するような取り組みについて検討します。
	1-⑧	54	高齢者の就労の機会づくり	・長年の人生の中で培ってきた経験や優れた能力、技能を持つ高齢者が自己の能力を活かした就労の機会を得られるよう、また、社会参加による生きがいづくりにつながるよう、シルバー人材センターの取組に対して支援を行います。	商工観光労政課	補助金を交付することで、高齢者の就労におけるシルバー人材センターの取組を支援する。	補助金を交付し、高齢者の就労や生きがいづくりにおけるシルバー人材センターの取組を支援した。	年1回	4			シルバー人材センターの会員における高齢化が進んでおり、無理なく働ける就業機会の提供が求められている。
	1-⑨	54	国民年金制度の周知	無年金者に対して、年金受給の資格期間が短縮されたことを周知し、受給につなげるにより生活の安定を図ります。	保険年金課	年金制度案内・広報誌による市民周知12回 納付免除・納付猶予・随時	広報誌等の掲載 年12回	広報誌掲載 年12回	3			実施を継続

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性	
7.生きる ことの 支援	1-⑩	55	後期高齢者医療制度 の周知	・対象者が高齢者であることの特徴を 理解し丁寧な説明と聞き取りを行い、 制度の周知に努めます。 ・保険証、限度額適用認定証の交付時 や保険料の納付相談時に、生活状況や 体調面の聞き取りを行い、自殺のリス クの発見に努めます。また、必要に応 じて関係機関に適切につながります。	保険年金課	保険証、限度額適用認定証の交付時や保険料の納付相談時に、 生活状況や聞き取りを行い、自殺リスクの発見に努め、必要に応 じて関係機関に適切につながります。	保険証、限度額適用認定証の交付時や 保険料の納付相談時に、生活状況や体 調面の聞き取りを行い、必要に応じて 関係機関等につなぎました。	随時	4			実施を継続	
	1-⑪	55	福祉医療費助成制度 の周知	制度についての周知を図り、対象者を 受給へとつなぐことで、病院受診時の 自己負担を軽減し、生活の安定につな げます。 窓口対応の中で、医療費や病気のこ とを相談があれば関係機関を紹介しま す。	保険年金課	福祉医療費助成制度周知のため、市広報誌(4月、7月、3月)に 掲載、及びホームページやしおりを随時見直します。	市広報誌(4月、7月、11月号)及びホ ムページにて福祉医療制度について掲 載しました。 また、総合窓口課を通じて、転入者へ 「福祉医療のしおり」を配布しました。	広報誌掲載 年3回	4	ホームページ やしおりの随 時見直し	4	市広報誌3月号にて、福祉医療制度 について掲載を予定しています。	
	1-⑫	55	国民健康保険制度の周 知	制度についての周知を図るとともに、 保険証、限度額適用認定証の交付時や 保険料の納付相談時に、生活状況や体 調面の聞き取りを行い、自殺のリス クの発見に努めます。また、必要に応 じて関係機関に適切につながります。	保険年金課	保険証、限度額適用認定証の交付時や保険料の納付相談時に、 生活状況や聞き取りを行い、自殺リスクの発見に努め、必要に応 じて関係機関に適切につながります。	保険証、限度額適用認定証の交付時や 保険料の納付相談時に、生活状況や体 調面の聞き取りを行い、必要に応じて 関係機関等につなぎました。	随時	4			実施を継続	
	1-⑬	55	高齢者の生きがいづ くりと社会参加・参画 の推進	・はつらつ教養大学や社会教育事業等 の機会を提供し、高齢者の生きがいづ くりや健康増進を推進します。 ・高齢者が地域社会の担い手として活 動する重要な場となっている老人クラ ブ活動を支援します。	生涯学習課	概ね60歳以上を対象に小学校区ごとに開催し「いつでも どこ でも だれでも いつまでも」の生涯学習の実践を目指します。	各学区コミュニティセンターを会場に、5 月、7月、9月、11月、2月はつらつ教養 大学実施しています。延べ1,023人(男 232人、女791人)の参加がありまし た。					学区によっては参加者の固定化がみ られることや、全体的に女性が多いこ とから、ニーズの把握を引き続き行 い、だれでも参加しやすい講座を目 指していきます。	
	1-⑭	55	高齢者の生きがいづ くりと社会参加・参画 の推進	・はつらつ教養大学や社会教育事業等 の機会を提供し、高齢者の生きがいづ くりや健康増進を推進します。 ・高齢者が地域社会の担い手として活 動する重要な場となっている老人クラ ブ活動を支援します。	長寿福祉課	老人クラブ連合会に対して活動費の助成や60周年記念大会の 支援を実施します。	老人クラブへの活動費や60周年記念大 会への助成を行いました。	老人クラブ 会員数維持 1,035人	3			引き続き、老人クラブ連合会への支 援を行うとともに、個人会員増加に 向けた取り組みについて検討	
	1-⑮	55	当事者団体への支援	当事者団体への支援を行うとともに、 必要な人に活用の周知を図ります。	障がい福祉課	断酒会への補助金交付、その他の当事者団体の活動の支援を行 います。	補助金を交付や各活動の啓発を行い取 り組みを支援しました。		4		4	引き続き補助金の交付による支援し ていきます。	
	1-⑯	55	交通安全運動の普及 徹底	交通安全教室を通してのちのちの大切 さを伝えます。	土木交通課	年齢層に応じた交通安全教室を実施する中で、いのちの大切さ についても啓蒙する。		—		—			
	2-①	56	人権いろいろ相談の 実施	人権擁護委員による「人権いろいろ相 談」を通じ、人権に関わる悩みや不安 を和らげます。	人権擁護課	年10回(4月・1月除く)、人権擁護委員による「人権いろいろ相 談」を実施。	毎月予定通りに実施。	年10回	3	安心して相談 できる対応	3	会場まで相談に来られない方に対し ての相談方法について、広報などを 通じて案内していく予定。	

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性
7.生きる ことの 支援	2-②	56	疾病の予防	健(検)診の受診を促進し、生活習慣病やがん(大腸、胃、肺、子宮、乳)を早期発見することで、早期治療につながり重症化を予防するとともに、自身の健康管理につなげます	健康増進課	大腸がん・乳がん・子宮頸がん・胃がん(胃内視鏡検査)検診・肺がん検診・肝炎ウイルス検査・メタボ予防健診・結核検診・特定健康診査・後期高齢者健康診査を委託医療機関で実施。協会けんぽによる集団特定健診と同会場にてがん検診(大腸がん・乳がん・子宮頸がん・胃がん(胃部エックス線)・肺がん検診)を3回(大腸がんはもう2回)実施予定。胃・肺集団検診については、12月で終了(計13回実施)。乳・子宮頸がん検診R7年3月まで実施予定。それ以外は2月まで実施予定。	大腸がん・乳がん(胃内視鏡検査)検診・肺がん検診・肝炎ウイルス検査・メタボ予防健診・結核検診・特定健康診査・後期高齢者健康診査を委託医療機関で実施。協会けんぽによる集団特定健診と同会場にてがん検診(大腸がん・乳がん・子宮頸がん・胃がん(胃部エックス線)・肺がん検診)を3回(大腸がんはもう2回)実施した。胃・肺集団検診については、12月で終了(計13回実施)予定。乳・子宮頸がん検診R6年3月まで実施予定。それ以外は2月まで実施予定。	大腸がん・乳がん・子宮頸がん・胃がん(胃内視鏡検査)検診・肺がん検診・肝炎ウイルス検査・メタボ予防健診・結核検診・特定健康診査・後期高齢者健康診査を委託医療機関で実施。集団検診は、年13回実施。協会けんぽの集団特定健診同日に5がん検診を実施。				生活習慣病等の早期発見・早期治療・重症化予防を図るために、引き続き受診勧奨を行い、受診率向上を図る必要がある。受診者数の増加を図るため、肺がん・結核検診委託医療機関拡大に向けて検討していく。
	2-②	56	疾病の予防	健(検)診の受診を促進し、生活習慣病やがん(大腸、胃、肺、子宮、乳)を早期発見することで、早期治療につながり重症化を予防するとともに、自身の健康管理につなげます	保険年金課	特定健康診査受診率 45.8%以上	疾病の早期発見・早期治療と重症化予防のため、国民健康保険被保険者に特定健康診査を実施しました。 <特定健康診査受診率> 21.3%	特定健康診査受診率 45.8%	3	受診率向上 対策事業の 実施	4	実施を継続
	2-③	56	自立支援医療の給付	・更生医療・育成医療 身体障がいのある人(児童)の障がいを除去し、生活能力を得るための医療費の給付を行うとともに、制度の周知に努めます。 ・精神通院医療 通院による精神医療を継続的に必要とする人に対し、精神通院医療の支給を行うとともに制度の周知啓発に努めます。	障がい福祉課	医療機関、関係機関(支援者)と連携し、制度の対象となる人が利用できるように取り組みます。	医療機関、関係機関(支援者)と連携し、制度の対象となる人が利用できるように取り組みました。  受給者数 ・更生医療…138名 ・育成医療…10名 ・精神通院医療…1,296名		3		3	精神通院医療の受給者は年々増加しています。引き続き必要な方が制度を利用できるよう周知に努めます。
	2-④	56	保険制度の適正な運営	税務課と連携を図り、資格者証対象者についても必要な医療が受けられるように健康的な生活の基盤の安定につなげます。	保険年金課	特別療養費支給対象世帯(現資格証発行世帯)数 令和5年度より減少	税務課と連携し、被保険者個々の状況把握とともに折衝の機会の確保に努めました。 特別療養費支給対象世帯(現資格証発行世帯)数:52世帯 特別の事情に関する届出送付数(8月更新時):141 届出提出数(8月更新時):11 弁明書提出数(8月更新時):6	令和7年3月末時点特別療養費支給対象世帯数 46世帯以下	3	特別の事情に関する届の送付 100%	4	実施を継続
			保険制度の適正な運営	税務課と連携を図り、資格者証対象者についても必要な医療が受けられるように健康的な生活の基盤の安定につなげます。	税務課	総合相談を年4回実施予定。納税相談を行う中で、相談者に応じた支援につながるよう取り組みます。	総合相談を年4回実施を予定のうち2回実施。(3回目は12月、4回目は3月に開催予定)納税相談を行う中で、相談者に応じた支援につながるよう取り組んでいる。	総合相談 年 4回実施	3	総合相談実施	3	生活面で深刻な問題を抱えるなどの困難が税滞納の原因となっている納税者について、納税相談、生活困窮、多重債務、就労支援等の生活課題解消のため支援担当課へつなぐことを継続する。
	2-⑤	56	良質な住宅の維持・提供	生活困窮や低収入等の課題を抱える住宅困窮者に対し、公営住宅等を住宅セーフティネットとし、居住環境を提供します。	住宅課	市営住宅の定期募集を6月と11月に実施し、入居対応を図ります。						
2-⑥	56	防犯環境の整備	犯罪に巻き込まれた被害者、加害者とその家族は、事件後自殺のリスクが高くなると考えられるため、防犯環境の整備を通じて、犯罪を予防することで、自殺リスクの軽減に努めます。	危機管理課	犯罪を予防し、自殺リスクを軽減するため、防犯灯や防犯カメラの整備に努める。	現在、7,496灯の防犯灯が設置されている。防犯灯補助金については34件、防犯カメラについては5件の補助金交付を行った。	防犯灯切れがあれば随時修繕依頼したり補助金支給予行を行う。	5	防犯環境の整備を徹底し、地域の安全確保を行う。	5	防犯環境の整備を徹底し、犯罪を減らし、自殺リスクを軽減させます。	

施策	No	計画書 ページ	事業名	施策・事業内容	担当課	今年度の目標・予定	実施状況(令和6年11月末現在)	量的目標値	達成度	質的目標値	達成度	課題・今後の方向性	
7.生きる ことの 支援	2-⑦	56	消費生活に関する相談	消費生活に関する相談をきっかけに、必要に応じて、専門相談機関への案内により自殺対策に関連する支援につなげます。	自治振興課	必要に応じて、専門相談機関を案内するなど自殺対策に関連する支援をしていく。	照会中	随時		---			
	2-⑧	57	生活環境のトラブルに関する相談	自殺に至る背景には、近隣関係の悩みやトラブルが関与している場合や、悪臭や騒音等の住環境に関するトラブルの背景に精神疾患の悪化等が関連している場合もあるため、公害や環境に関する市民からの苦情相談を通じ、自殺リスクの早期発見・対応に努めます。	環境政策課	公害や生活環境に関する苦情・相談に際し、相談者の行動・言動を通して自殺リスクの有無や可能性がないか配慮する。	公害や生活環境に関する苦情・相談に際しては、その内容や背景に自殺リスクの要因にもなりえる、近隣関係の悩みやトラブル・精神状態等の悪化が関連している場合もあるため、相談者の行動・言動に留意しながら、対応しました。	随時	4	-		今後も苦情・相談に際しては、その内容や要因の背景に、自殺リスクの要因となりえる状況を抱えていることも想定して、対応する必要があります。	
	2-⑨	57	外国人住民への支援	外国人住民への支援をきっかけに、必要に応じて、専門相談機関への案内により自殺対策に関連する支援につなげます。	自治振興課	必要に応じて、専門相談機関を案内するなど自殺対策に関連する支援をしていく。	照会中	随時		---			
	2-⑩	57	適正な課税・納税相談の実施	期限内に税金の納付がない納税者は、生活面で深刻な問題を抱えている等、困難な状況にある可能性が高いため、納税相談を「生きることの包括的な支援」の1つとして、様々な支援につなげられるよう対応に努めます。	税務課	総合相談を年4回実施予定。納税相談を行う中で、相談者に応じた支援につながるよう取り組みます。	総合相談を年4回実施を予定のうち2回実施。(3回目は12月、4回目は3月に開催予定)納税相談を行う中で、相談者に応じた支援につながるよう取り組んでいる。	総合相談 年4回実施	3	総合相談実施	3	生活面で深刻な問題を抱えるなどの困難が税滞納の原因となっている納税者について、納税相談、生活困窮、多重債務、就労支援等の生活課題解消のため支援担当課へつなぐことを継続する。	
	2-⑪	57	効率的な総合窓口業務の実施	・戸籍・住民登録(DV等支援措置)の際に本人の話に傾聴することで、問題の早期発見・早期対応につなげます。 ・相談先を迷っている人の主訴を的確に判断した上で、相談部署に案内します。	総合窓口課	DV等支援措置対象者の相談(新規・継続)等の際に状況を聞き取ることで、適切な相談部署に案内するとともに、必要な措置(住民票等の発行抑止)を行います。	DV等支援措置対象者の相談等に際し、状況のヒアリングを丁寧に行い、適切な関係機関への案内と支援措置を行っている。	DV等支援措置対象者約150人	4	-	4	今後も継続して支援が必要な方を適切な関係機関へつなぐ、支援措置を行う。支援措置の制度を知らない方も多いため、住民異動の際に支援を必要と考えられる方に気づき、制度の案内・提案を強化していく。	
	2-⑫	57	地域振興協議会等との連携による地域福祉活動の推進	地域振興協議会等と連携し、活動支援を行うことを通じて小学校区単位での市民活動への参加を促進し、地域交流の活性化を図ることで、自殺リスクの低減を推進します。	自治振興課	地域振興協議会等の地域コミュニティ団体に対して、補助金交付を通じて住民交流活動への支援をしていく。	照会中						
	2-⑬	57	認知症サポーターの養成	認知症についての正しい知識をもち、認知症の人や家族を応援する認知症サポーターを育成します。	長寿福祉課	市民団体、民間企業、小学校からの依頼に応じ認知症サポーター養成講座を開催します。	12月9日現在 令和6年度認知症サポーター養成講座受講者数 283人	サポーター養成講座受講者数 700人	3				引き続き、認知症について正しく知ってもらい、認知症の人やその家族を見守る地域づくりを行う必要があります。
	3-①	58	遺族への支援	消防署や関係機関からの連絡を受け、庁内関係課や関係機関と連携して、自死遺族の思いや要望により、自死遺族への情報提供等を行います。	障がい福祉課	自死遺族からの希望に沿って、自死遺族支援の情報提供、関係機関との連携を図ります。	関係機関から連絡がなかったが、連絡が入れば適宜対応する。		2			2	
	3-②	58	遺族への支援に関する普及啓発	遺族の支援に関し、ゲートキーパー研修での紹介や病院、警察等の関係機関を通じた普及啓発を行います。	障がい福祉課	ゲートキーパー研修などの機会を通じて、自死遺族支援についての啓発を行います。	県や関係機関、団体と協力して実施します。	年1～2回	3			3	